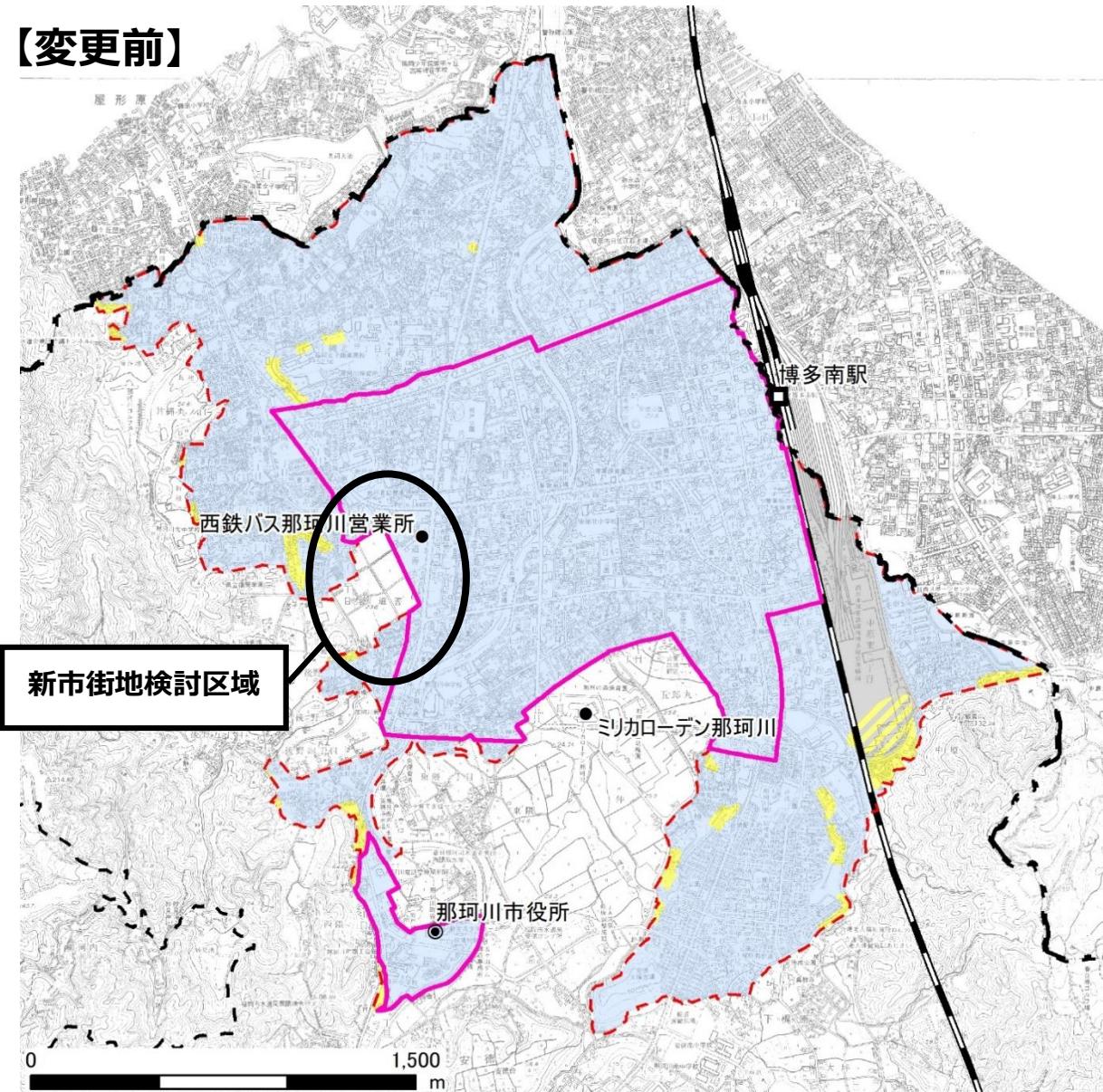


## ■立地適正化計画（令和2年7月策定）

- ・高齢化や将来的な人口減少に対応した都市計画の方針を示す計画
- ・「居住誘導区域」…市街化区域内で人口密度を維持する区域
- ・「都市機能誘導区域」…商業・医療・福祉などの都市機能を誘導する区域
- ・「新市街地検討区域」…市街化区域編入後の誘導区域への編入を想定
- ・「除外区域」…土砂災害（特別）警戒区域、新幹線車両基地

※ 「浸水想定区域」…ソフト・ハードの防災対策を前提に除外しない

## 【変更前】



■ 記号説明

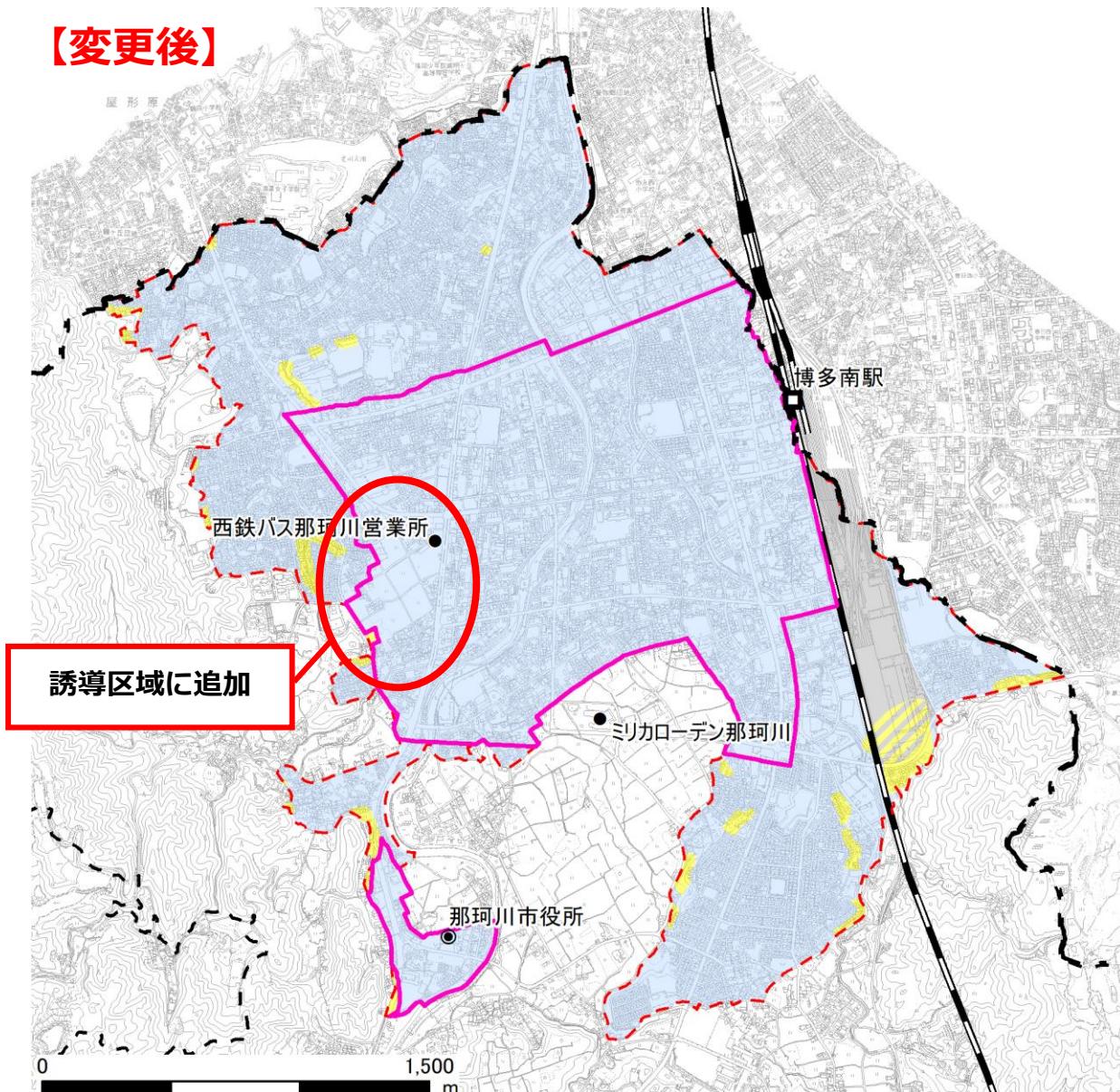
- 鉄道
- 行政区域
- 都市計画区域
- 市街化区域
- 都市機能誘導区域

居住誘導区域 530.5ha  
(市全体の7.1%)  
都市機能誘導区域 247.0ha  
(市全体の3.3%)

## ■主な改訂の内容

- ①道善・恵子土地区画整理事業区域（令和3年4月30日市街化区域編入）  
⇒「居住誘導区域」「都市機能誘導区域」に編入（P69～P76）
- ②防災指針の追加（P18～P67）⇒**令和2年9月**～法改正に伴い義務化  
⇒市のハザードマップに基づいて、「除外区域」「浸水想定区域」等における各災害リスクの分析と対応施策について掲載

## 【変更後】



■ 記号説明

- 鉄道
- 行政区域
- 都市計画区域
- 市街化区域
- 都市機能誘導区域

居住誘導区域 538.9ha  
(市全体の7.2%) (+8.4ha)  
都市機能誘導区域 259.7ha  
(市全体の3.5%) (+12.7ha)